

プラズマ滅菌器保守点検業務仕様書

1 目的

当院に設置した、下記対象装置を常時正常な操作状態に保つことを目的とする。

2 対象装置

ジョンソン・エンド・ジョンソン製

過酸化水素低温ガスプラズマ滅菌器 ステラッドNX with ALLClear 一式

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

4 実施場所

香川県立白鳥病院 手術室

5 保守体制等について、以下の要件を満たすこと。

- (1) 本装置が正常に動作するように定期点検を行うことができる体制を有すること。
- (2) 装置の運用を円滑に行うことができるように技術的サポート体制を有すること。
- (3) 本装置に必要な消耗品及び故障等の部品については、安定供給を確保すること。
- (4) 本装置に必要な消耗品及び故障時等の対応について責任を持つこと。
- (5) 夜間、休日ならびに年末年始のサービス体制が確立されていること。
- (6) 当院からの電話連絡で24時間保守サービスが受けられること。
- (7) 障害時において、復旧のための通報を受けてから2時間以内に現場で対応できる体制であること。

6 保守内容

- (1) 契約期間中に年2回の定期点検、調整及び障害防止を実施し、定期交換部品の交換を行うこと。
- (2) 対象装置の保守に必要な、修理作業費、交換部品費、代替機等の使用料及び出張料等、必要な費用は受託者が負担すること。
- (3) 装置が故障し、電話連絡があった場合は、直ちに修理を行うこと。また、そのために必要な全ての部品及び人件費等必要な費用は受託者が負担すること。なお、故障状況はその都度報告を行うこと。
- (4) 操作上の不具合に関する問合せへの回答を行うこと。
- (5) ソフトウェアのアップデートに必要な費用は、受託者が負担すること。

7 適用外

消耗品及び当院の誤った使用に起因する修理については、保証適用外とし、当院の要請で受託者がこれを実施した場合、当院は別途費用を負担するものとする。

8 委託料の支払い

委託料は半期ごとに支払うものとし、上半期分を 10 月末に、下半期分を 4 月末に支払う。